

就学援助制度および特別支援教育就学奨励費制度について

「就学援助」とは、千葉市立小中学校に就学するお子さんが安心して教育を受けられるよう、学用品費や給食費などの経済的な援助をする制度です。

新入生の保護者様全員に「令和6年度 就学援助制度のお知らせ」と「就学援助申請書」をお配りしています。

まず、「令和6年度 就学援助制度のお知らせ」をご覧ください。

援助を受けられる方は、申請理由の①番から⑩番のいずれかに当てはまる方です。援助を希望される方は、申請理由を証明する書類を添付して申請してください。申請理由により必要な書類が異なりますので、理由を証明する書類欄をご確認ください。書類が不足しますと認定が遅れる場合がありますので、証明書類はお早めにご用意ください。援助の内容については、お知らせの裏面をご確認ください。

なお、申請書は、お子さま1人につき一枚必要となります。上の学年に兄姉がいて足りない場合は、お申し出ください。

申請書の提出先は、打瀬中学校です。年度当初から援助を希望される方は、入学式当日もしくは4月12日（金）までに（なるべく入学式当日に提出していただけますと助かります。）担任または事務室へご提出ください。

また、現在、小学校で就学援助を受けている方で、中学校でも援助を希望される場合は、改めて申請する必要があります。必ず証明書類を添えて、申請書を中学校へご提出くださいようお願いします。

なお、入学準備金については、現在就学援助の認定を受けている方は、3月に中学校入学準備金として支給しますので、中学校入学後の支給はありません。現在就学援助の認定を受けておらず、新たに中学校より申請いただく方は、中学校入学後、認定された場合に新入学用品費及び制服調整費として支給されます。

「特別支援教育就学奨励費」とは、障害があり特別支援学級などに通学しているお子さんがいるご家庭に対し、学校生活を送るうえで必要な経費の一部を援助する制度です。

今回、対象外となる方も含め、新入生の保護者様全員へお知らせを配布いたします。添付のご案内をご覧いただき、該当すると思われる方は、入学後、学級担任または事務室へご相談ください。

以上、ご不明な点、ご相談等がありましたら、打瀬中学校就学援助担当まで、または、お知らせに記載しております教育委員会の学事課へお問い合わせください。